

「営業届出」を行っていますか？

令和3年6月1日に制度スタート！

令和3年6月1日の時点で届出営業※をしていた事業者は、**令和3年11月30日（施行から6か月以内）**までに届け出てください。

※ 「許可営業」及び「届出対象外営業」に該当しない営業

届出営業を営む場合には、管轄の保健所に次の事項を記載した「届出書」を提出する必要があります。

【届出書の記載事項】

- ① 届出者の氏名
- ② 施設の所在地および名称、屋号または商号
- ③ 営業の形態および主として取り扱う食品等に関する情報
- ④ 食品衛生責任者の氏名



詳細はこちら

届出が必要な営業種別

営業の種別

許可営業

届出営業

届出対象外営業

食品衛生法施行令第35条に規定される32業種

- 1 飲食店営業
- 2 調理の機能を有する自動販売機
- 3 食肉販売業
- 4 魚介類販売業
- 5 魚介類競り売り営業
- 6 集乳業
- 7 乳処理業
- 8 特別牛乳搾取処理業
- 9 食肉処理業
- 10 食品の放射線照射業
- 11 菓子製造業
- 12 アイスクリーム類製造業
- 13 乳製品製造業
- 14 清涼飲料水製造業
- 15 食肉製品製造業
- 16 水産製品製造業
- 17 氷雪製造業
- 18 液卵製造業
- 19 食用油脂製造業
- 20 みそ又はしょうゆ製造業
- 21 酒類製造業
- 22 豆腐製造業
- 23 納豆製造業
- 24 麺類製造業
- 25 そうざい製造業
- 26 複合型そうざい製造業
- 27 冷凍食品製造業
- 28 複合型冷凍食品製造業
- 29 漬物製造業
- 30 密封包装食品製造業
- 31 食品の小分け業
- 32 添加物製造業

許可営業 及び 届出対象外営業

に該当しない事業者は、**管轄の保健所に営業届出をする必要があります。**

！ 許可営業者が届出営業も営む場合にも届出が必要です！

！ 営業届出は、オンライン上で提出することができます！
⇒裏面参照

- ◆ 食品又は添加物の輸入業
- ◆ 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く。）
- ◆ 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品の販売業
- ◆ 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業
- ◆ 器具容器包装の輸入又は販売業

大

公衆衛生への影響

小

届出の申請方法（オンライン）

Step 1 「食品衛生申請等システム」へアクセス

【URL】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



Step 2 食品等事業者情報登録（初回のみ）

「G BizID」 ※または「食品等事業者のアカウント」を作成し、IDとパスワードを取得します。

※G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。
通常アカウント作成を選択すると、他の行政サービスでは利用できませんので、G BizIDの取得を推奨します。

① 「G BizIDの作成」または「アカウント作成」を選択

■ PCサイト

■ スマホサイト

② 必要情報を入力し、登録

- 担当者基本情報
氏名、住所、連絡先等
- 食品等事業者基本情報
会社名、住所、連絡先等

Step 3 届出の手続き方法

① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン

※Step 1 に記載のURLまたはQRコードからアクセス

② 「営業の届出」を選択

④ 届出

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせをすることがあります。

③ 必要情報を入力

【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00012.html

